

PERSONAL ACCIDENT INSURANCE CLAIM

普
交
フ
ァ
ミ
リ
ー
交
通

傷害保険金請求書

受付年月日印	支払年月日印

- ◆ 下記の内容が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求しますので、下記支払い指図のとおりお支払い下さい。
- ◆ 貴社または貴社が指名する者が医療機関等関係者に対し被保険者の検査・治療に関する照会を行い、回答を得ることに同意します。
- ◆ Since I confirm the following contents are true and correct, I will claim the money and ask you to proceed with payment as instructed below.
- ◆ I will agree that NIA or a person designated by NIA will inquire at a medical institution and related person about the insured's medical inspection and treatment as well as obtain an answer.
- ◆ 裏面には基本契約（普通保険約款）と任意契約（特別保険約款）の補償についての概要を説明したご案内がございますのでご一読願います。

(個人情報利用目的)

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間の確認を含みます）、保険金のお支払いを行うために利用させていただきます。

(Purpose of use of personal information)

Customers' personal information will be used in order for us to decide claim acceptance, take action for the accident (including inquiry to and from companies concerned, survey of facts, and confirmation with other non-life insurance companies), and to proceed with claim payment.

Policy No. 保険証券番号	Period of Insurance 保険期間	From 20 年 月 日 To 20 年 月 日	for 間	Amount Insured 保険金額	¥
Date of Occurrence 事故月日		20 年 月 日	Place 場所		
Proposer's Name 保険契約者氏名		Term of Hospitalization 入院期間			
Insured's Name 被保険者氏名		for 日間			
Same as proposer 契約者に同じ		From 20 年 月 日 ~ To 20 年 月 日			
Occupation 職業		Age Sex 年齢 性別		Term of medical treatment after leaving Hospital 通院期間	
		才 男・女		for 日間	
Claimant 保険金請求者		Actual treatment 内実治療日数			
(Insured, Nominee, Heir-at-law) (被保険者, 受任者, 法定相続人)		From 20 年 月 日 ~ To 20 年 月 日			
Address 住所		Particulars of Total Disablement 後遺障害の明細			
Name 氏名		Signature 印			
Story of Accident & Nature of Injury Received. 事故の原因・状況及び損害の程度					
Co-Insurance 他保険会社の同一種類の保険		Name of Company 会社名		Amount Insured 保険金額	
				¥	
				Policy No. 証券番号	

扱店	支店	銀行 (信組) 信金 (農協)		支店 (支所)	店番号
		普通・総合	当座	貯蓄	別段
扱代理店	代理店	郵便局	通帳記号	1	0
		通帳番号			1
コード番号 ()		口座名義 (カタカナ)			

保険会社使用欄 (基本契約 〈手術 有・無〉・特約条項 〈有・無〉)

担当者	課所長	支店長

基本契約(普通保険約款)の補償と任意契約(特別保険約款)の補償のご案内

ニューインディア保険会社

傷害保険では、基本契約(普通保険約款)で補償され支払われる保険金と特約条項で補償され支払われる保険金がございます。

ご案内はお支払いする保険金についての概要を説明したものです。契約内容によって担保する損害やお支払いする金額が異なりますので、くわしい内容・条件につきましては保険証券や約款をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

●基本契約(普通保険約款)

1. 死亡保険金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

2. 後遺障害保険金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。

3. 入院保険金

偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院されたときに入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。

4. 手術保険金

上記の入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられたときに手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

5. 通院保険金

偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院されたときに、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。

●特約条項…以下の特約を別途付帯した場合に対象となります。

1. 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額に労災保険の障害補償給付の内容に準拠し、後遺障害別表による支払割合を乗じた額をお支払いします。

2. 入院保険金および手術保険金日数延長特約(365日用)

入院保険金と手術保険金は、事故の日からその日を含めて180日が対象ですが、この特約を付帯することで、日数を365日まで延長してお支払いします。

3. 入院保険金および手術保険金日数延長特約(730日用)

入院保険金と手術保険金は、事故の日からその日を含めて180日が対象ですが、この特約を付帯することで、日数を730日まで延長してお支払いします。

4. 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約/入院保険金の7日間2倍支払特約

入院保険金支払事由に該当した最初の7日に対して、入院保険金を2倍にしてお支払いします。

通院保険金の7日間2倍支払特約付きの場合で通院保険金支払事由に該当した最初の7日に対して、通院保険金を2倍にしてお支払いします。(7日から入院保険金支払事由該当期間を差し引いた日数を限度とします)

5. 入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約/入院保険金の14日間2倍支払特約

入院保険金支払事由に該当した最初の14日に対して、入院保険金を2倍にしてお支払いします。

通院保険金の14日間2倍支払特約付きの場合で通院保険金支払事由に該当した最初の14日に対して、通院保険金を2倍にしてお支払いします。(14日から入院保険金支払事由該当期間を差し引いた日数を限度とします)

6. 部位・症状別保険金支払特約

偶然な事故によりケガをされ、治療日数の合計が5日以上となった場合には、部位・症状別に定められた所定の倍率を保険金額に乗じた額をお支払いします。治療日数の合計が1日以上で5日未満の場合には保険金額をお支払いします。

7. 後遺障害保険金の追加支払いに関する特約

基本契約の後遺障害保険金をお支払いした場合で、ケガの日からその日を含めて180日経過し、かつ生存されている場合に後遺障害保険金としてお支払いした額を追加してお支払いします。

8. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約

偶然な事故によるケガに加え、特定の感染症(※)を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金を基本契約(普通保険約款)と同じ内容でお支払いします。

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合には葬祭費用(300万円を限度に葬祭費用の実費)をお支払いします。

※特定感染症とは…感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症を言います。

9. 遭難搜索費用担保特約

被保険者が日本国内の山岳登山(アイゼン、ピッケル等の登山用具を使用したもの)の行程中に遭難したことによって救助費用等の支出が発生した場合に保険金額を限度に、被保険者の搜索に要した費用のうち、請求に基づき被保険者が支払った費用で、当社が妥当と認めたものをお支払いします。

10. 臨時費用担保特約

被保険者が日本国内第三者の行為によって傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に60万円をお支払いします。

11. 賠償責任危険担保特約

日本国内における住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金(自己負担額:1,000円)をお支払いします。